

単体情報

● 経営指標

主要な経営指標等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
経常収益	13,048 百万円	13,020	12,664	12,923	13,612
経常利益	683 百万円	1,086	1,517	1,623	1,551
当期純利益	304 百万円	530	857	925	695
資本金 (発行済株式総数)	8,000 百万円 (62,490) 千株	8,000 (62,490)	8,000 (62,490)	8,000 (62,490)	8,000 (62,490)
純資産額	28,656 百万円	29,988	31,434	33,207	33,064
総資産額	515,430 百万円	528,875	547,004	556,439	568,098
預金残高	468,736 百万円	481,339	497,815	505,495	516,525
貸出金残高	387,967 百万円	390,036	391,405	395,332	397,534
有価証券残高	68,168 百万円	84,976	101,882	110,892	125,649
1株当たり純資産額	459.17 円	480.70	504.18	532.89	530.85
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	5.00 円 (2.50) 円	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)
1株当たり当期純利益	4.86 円	8.50	13.74	14.84	11.16
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	— 円	—	—	—	—
配当性向	102.66 %	58.82	36.36	33.67	44.80
従業員数	606 人	586	589	589	574
単体自己資本比率 (国内基準)	8.62 %	8.67	8.96	9.17	9.36

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 3. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成19年3月期から同適用指針を適用しております。
 4. 平成19年3月期中間配当についての取締役会決議は平成18年11月20日に行いました。
 5. 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「1株当たり情報」に記載しております。
 6. 自己資本比率は、平成19年3月期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年3月期以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

利益率

総資産経常利益率は、経常利益が前期16億23百万円から当期15億51百万円と72百万円余減少しましたので、前期0.29%、当期0.28%と0.01ポイント低下しました。資本経常利益率は、経常利益の減少により、前期5.02%から当期4.68%と0.34ポイント低下しました。

また、総資産当期純利益率は、当期純利益が前期9億25百万円から当期6億95百万円と2億30百万円余減少しましたので、前期0.17%から当期0.12%と0.05ポイント低下し、資本当期純利益率も同様に、前期2.86%から当期2.09%と0.77ポイント低下しました。

(単位：%)

	平成18年3月期	平成19年3月期
総資産経常利益率	0.29	0.28
資本経常利益率	5.02	4.68
総資産当期純利益率	0.17	0.12
資本当期純利益率	2.86	2.09

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100$

2. 資本経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{資本勘定平均残高}} \times 100$

利鞘

(単位：%)

	平成18年3月期			平成19年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	1.89	1.31	1.95	1.96	1.46	2.03
資金調達原価	1.57	0.23	1.58	1.64	0.30	1.65
総資金利鞘	0.32	1.08	0.37	0.32	1.16	0.38

預貸率・預証率

(単位：%)

		平成18年3月期		平成19年3月期	
		期 末	期中平均	期 末	期中平均
預貸率	国内業務部門	77.78	75.45	76.29	74.99
	国際業務部門	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計		77.74	75.39	76.25	74.93
預証率	国内業務部門	16.28	14.95	19.29	17.26
	国際業務部門	11,720.19	6,376.87	9,391.34	5,944.04
合 計		21.80	19.84	24.16	22.45

(注) 預金には、譲渡性預金を含めております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき算出しております。なお、平成18年3月31日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円)

項 目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
基本的項目 (Tier1)	資 本 金	8,000	8,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	5,759	5,759
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,724	2,724
	任意積立金	9,500	—
	次期繰越利益	619	—
	その他利益剰余金	—	10,659
	その他の	—	—
	自己株式(△)	86	99
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	155
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—	
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	—	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
計 (A)	26,516	26,887	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,806	1,806
	一般貸倒引当金	2,233	2,165
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—	
計	4,040	3,971	
控除項目	うち自己資本への算入額(B)	3,870	3,855
	控除項目(注4)(C)	101	22
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	30,285	30,720
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	327,853	304,851
	オフ・バランス取引等項目	2,300	1,841
	信用リスク・アセットの額(E)	330,153	306,693
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(F)	—	21,183
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額(G)	—	1,694
計(E)+(F) (H)	330,153	327,876	
単体自己資本比率(国内基準) = $\frac{D}{H} \times 100$		9.17%	9.36%
(参考) Tier1比率 = $\frac{A}{H} \times 100$		—	8.20%

(注) 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。